

核セキュリティに係るコンサルティング調査
仕様書

1. 件名

核セキュリティに係るコンサルティング調査

2. 目的及び概要

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（以下「ISCN」という。）が実施する文部科学省核セキュリティ強化等推進事業費補助金の人材育成支援事業は、核セキュリティに関する国際動向を注視した上で展開していく必要がある。このため、核セキュリティの強化に関する人材育成支援事業に資することを目的とし、欧州、米国等の核セキュリティの動向等に関連する情報収集を行う。

3. 実施内容

(1) 情報の収集・調査・分析

国際原子力機関（IAEA）、欧州委員会共同研究センター（EC-JRC）、米国エネルギー省（DOE）等を中心とした国際的な核セキュリティ分野の動向、各国政府及び事業者の動向等に関する情報の収集、調査及び分析を以下3つのテーマについて実施する。

- ① 以下3つの会合の内容と議論を踏まえたSMRに関する3Sの具体的な導入手法の調査

- International Conference on Nuclear Security: Shaping the Future
- International Conference on Small Modular Reactors and their Applications
- Interregional Workshop on Safety, Security and Safeguards by Design in Small Modular Reactors

- ② アジア地域と原子力先進国における小～中規模施設（医療施設、大学等）の放射性物質のセキュリティに係る取組みについて
- ③ 各国の核セキュリティ分野の人事育成における主要な課題及び課題への対処について

情報の収集・調査・分析に当たっては、公開情報のみならず、IAEA、EC-JRC、DOE等の担当部局、欧米のシンクタンク・大学等への聞き取り等も行う。

上記の調査分析を踏まえ、アジア地域における核セキュリティ強化に貢献する上でISCNが取るべき人材育成支援戦略等について具体的な方策を示すこと。

なお、調査の過程において、随時発注者側からの質問等に応じること。

(2) 中間報告会の開催

ISCN の意見を最終報告書に反映することを目的として、最終報告書提出前に期日に余裕をもって中間報告会をオンラインまたは以下の場所にて開催する。

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構本部

4. 提出書類

書類名	内容	提出時期	提出部数
(1) 中間報告会実施報告書	3. (2) 中間報告会の議論の内容を要約した議事録	中間報告会終了後速やかに	印刷物(A4) 1部
(2) ミニレポート	最終報告書の草稿(英文)をミニレポートとしてまとめたもの	最終報告書提出前	電子メールにてISCN担当者へ送付
(3) 最終報告書(英文)	3. (1) 調査・分析の3つのテーマについて調査・分析した結果を英文でまとめたもの	納入時	印刷物(A4) 1部
(4) 電子媒体	4. (1)～(3)を電子媒体(CD-ROM)に格納したもの	納入時	CD-ROM 1部

(提出場所)

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構本部
核不拡散・核セキュリティ総合支援センター 能力構築国際支援室

5. 納期

令和7年3月7日 (金)

6. 検収条件

3. (2) に示した中間報告会の完了、4. に示した提出書類の合格並びに原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

7. 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 技術検査 能力構築国際支援室長

8. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。
- (2) 納入物件の所有権及び納品物件の著作権、その他の技術情報に関わるものの権利は、原子力機構に帰属するものとする。
- (3) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上